

(様式第1)

機 材 評 価 申 込 書

年 月 日
受付番号：
(JET記載欄)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

申込者住所氏名 (社名及び責任者名)
(必ず押印して下さい。)

下記の機材について、機材の品質性能評価の実施要領に基づく評価書の発行を受けたいので、同実施要領第3.1項の規定により、次のとおり申し込みます。

記

1. 品名：
2. 型番：
3. 定格等：
4. 申込者の名称及び住所：(評価書に記載する名称及び住所を記載して下さい。)
5. 製造工場(製造業者)の名称及び住所：(1拠点(1工場)に限ります。)
6. 添付書類
 - ・機材の技術的情報(試験品の写真又は図面、構成部品一覧表、回路図、表示事項、取扱説明書、その他試験を実施するために必要な資料を添付して下さい。)
 - ・機材の品質管理の概要説明書
7. 申込に関する連絡先・担当者：
会社名：
住所：〒
所属・役職：
氏名：
TEL: FAX: E-mail:

【確認事項】

1. この申込みは、試験品、必要書類及び費用概算額受領後に完了します。
2. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、申込者の都合により取り下げられたものとします。
3. 試験品の受け渡しは、東京、横浜又は関西の何れかの事業所とします。JETより指定のあった事業所に送付願います。なお、これに関する輸送についての責任は申込者とします。
4. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があつて、JETが申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
5. JETは、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JETは一切その責任を負わないものとします。
6. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、JETで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。
7. 申込者（登録者）は、機材の品質性能評価の実施要領に基づく評価書の発行を受けた後、登録された機材の設計を変更（使用部品の変更等を含む）しようとするときは、事前にJETに登録に係る変更届（様式第4）を提出し、同実施要領第4項の試験基準に基づく評価を受けるものとする。

申込者は、認証の申込みにあたり、以上の事項を確認しました。

☐ 確認事項の内容を承諾します。（☐ にチェック願います）

受付番号：

送付先等確認用紙

この申込みに係る連絡・送付先は、次のとおりです。（□ にチェック願います）

- ☐ JETからのお問い合わせ先；
 ☐ 申込書の申込責任者 ☐ 下記の連絡先 1 ☐ 下記の連絡先 2
- ☐ 認証書、試験成績書の送付先；
 ☐ 申込書の申込責任者 ☐ 下記の連絡先 1 ☐ 下記の連絡先 2
- ☐ 試験料等の請求書送付先；
 ☐ 申込書の申込責任者 ☐ 下記の連絡先 1 ☐ 下記の連絡先 2
- ☐ 試験済品等の返還；
 ☐ 着払いにて返送を希望
 ☐ 申込書の申込責任者 ☐ 下記の連絡先 1 ☐ 下記の連絡先 2
 ☐ 引き取る
 ☐ JETでの廃棄を希望（小型のものに限り、廃棄に係る費用は申込者が負担する）

記

連絡先 1：

会社名：

住所：〒

担当者名：

所属・役職：

TEL:

FAX:

E-mail:

連絡先 2：

会社名：

住所：〒

担当者名：

所属・役職：

TEL:

FAX:

E-mail: